

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の
施設基準に適合している旨、

和歌山社会保険事務局長に届出を行っています。

コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初診料	270点
再診料	71点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診療医師名：* * * * *

眼科診療経験： * * 年(平成20年4月現在)

上記についてご不明な点はお相談下さい。